

5 足体協発第82号
令和5年5月2日
(公印省略)

加盟団体代表者 各位

(公財)足立区体育協会
会長 田中 ひろ子

新型コロナウイルス感染症の「5類」移行に伴う対応について（通知）

日ごろより、当協会事業へのご理解・ご協力及び足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日（月曜日）から感染症法上の位置付けが5類となることが決定し、足立区でも「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」が改訂されました。

つきましては、足立区体育協会における対応は下記のとおりといたしますので、各加盟団体におかれましてもご対応をよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

足立区体育協会が独自に定めていたガイドライン（最新版は令和5年1月31日改訂の第7版）は、令和5年5月7日をもって廃止します。

令和5年5月8日以降は、足立区で定める「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」（令和5年4月24日改訂の第20版）を準用します（別冊）。足立区のガイドラインは、新型コロナウイルスに限らず、区の基本的な感染対策として活用していくこととなっています。

2 区ガイドラインの一部抜粋

(1) 5月8日（月）以降も当面の間、継続（一部変更含む）する主な感染対策

手洗い等の手指衛生／換気／屋内の区施設・イベント入場時の検温 など

(2) 5月7日（日）をもって終了する主な感染対策

施設使用終了時の机・椅子等の消毒／トイレ設置のハンドドライヤーの利用中止／エレベーター内の「人と人との距離の確保」のお願い など

3 その他

- ・ マスクの着用や用具の消毒などについては、中央競技団体等が競技の特性や公衆衛生管理を考慮したうえで定めたガイドラインやルールがあれば準用してください。そうでない場合は、過剰な要請をしないなどの配慮が必要となります。

- ・ 大会等の実施届の提出は不要となります。

【問い合わせ先】

(公財)足立区体育協会事務局 電話 (3880) 5916